

## 水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、水俣市の観光振興や経済振興に効果が見込まれるスポーツイベント等の誘致を推進するため、水俣市でのスポーツイベント等を主催する団体等に対する水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツイベント等 スポーツイベント、スポーツ大会等をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する「旅館・ホテル営業」に供する施設をいう。

(助成対象者)

**第3条** 助成の対象者は、水俣市に存する宿泊施設への宿泊者が延べ50人以上であるスポーツイベント等を主催する団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるスポーツイベント等に対しては、助成金の交付を行わない。

- (1) 政治的活動を目的とするもの
- (2) 宗教的活動を目的とするもの
- (3) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (4) この要綱に定める助成金以外に助成等を受けて実施するもの
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの

(助成限度額)

**第4条** 助成金の限度額は、スポーツイベント等に参加した者の延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額とする。ただし、10万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(助成対象経費)

**第5条** 助成対象となる経費は、スポーツイベントの運営に要する経費のうち、会場使用料、備品購入・リース料、消耗品費、連絡通信費、印刷製本費、広告宣伝費、食糧費及び招待選手・審判・通訳にかかる謝金・旅費・宿泊費とする。

2 助成金交付決定額は、前条の助成限度額と前項の助成対象経費の2分の1の金額を比較し、いずれ価格の低い方を上限とする。

(助成金の交付申請)

**第6条** 助成対象者は、水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則としてイベント開始3日前までに市長に申請しなければならない。

- (1) スポーツイベント開催計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 大会要項等
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(申請の取下げ)

**第7条** 前条の申請書の提出後、イベントの中止等により申請を取り下げることとなった場合は、「水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金交付申請取下書（様式第3号）」を市長に

提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

**第8条** 市長は、第6条の規定により助成金の交付申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付を決定し、水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金交付決定通知書（様式第4号）により助成金交付予定額を通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(助成金の変更交付申請)

**第9条** 助成対象者は、前条の規定による助成金交付決定通知を受けた後、事業内容を変更しようとするときは、水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金変更交付申請書（様式第5号）に変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金の変更交付申請があったときは、前条の規定を準用し、水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金変更交付決定通知書（様式第6号）により助成対象者に通知するものとする。

(実績報告)

**第10条** 助成対象者は、スポーツイベント等が完了したときは、水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金実績書（様式第8号）
- (2) 大会報告書等
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の額の確定)

**第11条** 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、助成金の額を確定し、水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金交付確定通知書（様式第9号）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

**第12条** 助成対象者は、前条の規定による助成金交付確定通知書を受けた後、速やかに水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに助成金を交付するものとする。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。